

ご存知ですか？

中央労働災害防止協会《中災防》では 作業環境測定サービスを実施しています

中災防の測定はココが **P O I N T** !

- 1 **測定実績豊富!** 当協会は全国に事業拠点があります。
- 2 **情報通!** 法令改正の際は、いち早く情報提供+ご説明いたします。
- 3 **相談無料!** 作業環境測定士のほか、衛生管理士、安全管理士など、安全衛生の専門家が多数在籍しております。

▼作業環境測定を行うべき作業場

- ・粉じんを著しく発散する屋内作業場
 - ・暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場
 - ・著しい騒音を発する屋内作業場
 - ・特定化学物質（第1類物質及び第2類物質）を製造し、又は取り扱う屋内作業場
 - ・有機溶剤（第1種または第2種有機溶剤）を製造し、取り扱う屋内作業場
- etc ...

他にも各種専門技術サービスを提供しています!

▶溶接ヒュームの濃度測定

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業に労働者を従事させるときは、空气中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられています。

▶マスクフィットテスト

マスクが装着者の顔にフィットしているか定量的に検査を行います。アーク溶接作業を行う作業者は全員、1年以内ごとに1回、呼吸用保護具のフィットテストを行い、記録することが義務付けられています。

▶確認測定

令和6年4月より施行された濃度基準値設定物質の確認測定を行います。

リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定された物質を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場においては、事業者は労働者のばく露の程度を、濃度基準値以下にする必要があります。

中小規模事業場割引サービス

中小規模事業場※1を対象に**法定以外**※2の有害物質の測定等は料金が**30%割引**となるサービスをご利用いただけます。

※1 常時使用する労働者数が**300人未満**であり、**労災保険の適用事業場**が対象です。

※2 法定以外の測定の一例

- ・溶接作業場内の粉じん濃度測定
- ・騒音測定（騒音障害防止のためのガイドライン別表1の業務を除く）
- ・局所排気装置定期自主検査以外の制御風速測定

測定料金や詳細については、お気軽にお問い合わせください!